



令和4年8月12日

担当課	消防総務課
担当者	西本・天野・上辻
電話	(073) 426-0119
内線	8310・8311・8322

消防局職員の処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分等を行ったので公表します。

【 1 】

1 職員について

<被処分者>

消防局 消防総務課付 消防司令補 39歳 男性

<処分内容>

免職

<事案の概要>

職員は、令和4年5月16日（月）、和歌山市内のリサイクルショップにおいて、女性2名のスカート内にスマートフォンを差し入れ盗撮しようとした、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（以下「和歌山県迷惑防止条例という。」）違反容疑で、令和4年6月28日（火）に和歌山東警察署に逮捕された。

また、当該職員は、平成27年3月5日にも同様の罪（建造物侵入、和歌山県迷惑防止条例違反）で逮捕され、平成27年5月1日付で停職6か月の懲戒処分を受けている。

職員が行ったこれらの行為は、全体の奉仕者たる公務員としてふさわしくない非違行為であり、市職員全体の信用を著しく失墜させたものである。

よって、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）違反に該当し、同法29条第1項第1号及び第3号の懲戒事由により処分を行うものである。

2 その他の処分について

当該職員に対する管理監督者責任として、逮捕当時の署長を訓告とした。

【 2 】

1 職員について

<被処分者>

消防局 中消防署 消防副士長 26歳 男性

<処分内容>

戒告

<事案の概要>

令和4年5月31日（火）23時59分頃、自身の運転する自家用車で阪和自動車道を走行した際、大阪府和泉市あゆみ野2丁目49.4KPで速度違反自動取締装置により写真撮影され、同年6月19日（日）大阪府警察本部から出頭通知があり発覚。

翌日の6月20日（月）大阪府警察本部へ出頭後、50km/hの速度超過をしたと告げられ、同年7月27日（水）和歌山県交通センターで意見の聴取が行われ、交通違反による累積点数が12点（前歴0回）で運転免許の行政処分の基準に該当することとなったものである。

職員が速度超過違反を起こしたことは、全体の奉仕者たる公務員としてふさわしくない行為であり、市職員全体の信用を著しく失墜させたものである。

よって、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）違反に該当し、同法29条第1項第1号及び第3号の懲戒事由により処分を行うものである。

2 その他の処分について

当該職員に対する管理監督者責任として、署長を嚴重注意とした。